

日常的活動を生きがいに「両沼老人クラブ」

大更地区の両沼老人クラブ
 (千葉孝志会長、会員数55人)を
 紹介します。

○クラブのモットーは？

「老いを楽しみ、少しでも世のため役に立つ存在となる」皆で集い、仲間と楽しみ、普段の暮らしを大切にすることです。

○どんな活動をしているの？

(1)年間を通した活動 児童生徒の見守り活動や弁財天祭り、三世代交流会など地域の活動に参加しています。また、ふれあい大学や七時雨温泉に誘い合っで、参加しています。

(2)月曜会の開催 毎月第1月曜日は、松川温泉で「楽しみ会」を開催しており、とても人気で20年近く継続しています。



気軽な語らいが人気の「楽しみ会」

(3)合同交流会の開催 第1・第3火曜日は、地元のサロン「樗の会」と交流しています。

(4)火曜会の開催 第2・第4火曜日は、会員以外にも呼び掛け、交通・防犯・健康などの講話やグラウンドゴルフ、ゲームなどの軽スポーツで交流しています。



ゲーゴルゲームで盛り上がる

千葉会長は「バリバリ仕事をしている人も、認知症ぎみの人も相互に尊重し合っていることが両沼老人クラブの誇りです。会員の減少と高齢化が課題ですが、副会長や事務局の協力を得ながら、年間を通した日常的活動を続けることで、みんなの生きがいに近づけていきたい」と抱負を語ってくれました。



子育てNEWS

地域福祉課児童福祉係 ☎・内線1103

児童手当の現況届 忘れずに提出しましょう



毎年6月は、児童手当の受給者全員が児童手当現況届を提出する月です。

対象となる人には、必要書類などを送付しています。まだ書類が届いていない人は、地域福祉課へお問い合わせください(公務員の方は、勤務先での手続きとなります)。

なお、現況届の提出がない場合は、支給が停止になることもありますので、必ず期限内に提出してください。

■提出期限 6月29日(金)必着

■提出先 地域福祉課、西根・安代両総合支所、田山支所

■提出書類 「児童手当・特例給付現況届」…受給者全員が提出するもの

また、右表の各要件に該当する人は「児童手当・特例給付現況届」と併せて必要書類を全て提出してください。

要件	必要書類
①国民健康保険以外の保険証の場合	「受給者の健康保険証の写し」または「年金加入証明書」
②住民票上、児童と住所を別にしてしている場合	「別居監護の申立書」 ※ 児童が八幡平市外に居住している場合は、「児童の世帯全員の住民票(本籍・世帯主との続柄表示あり)」も必要
③祖父母など、父母以外の方が児童を養育している場合	「児童の生計を維持していることの申立書」